

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年8月21日）及び資格取得日（昭和52年3月29日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和51年8月及び同年9月は6万8,000円、同年10月から52年2月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月21日から52年3月29日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和51年4月12日から53年7月20日まで継続してA社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和51年4月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月21日に資格を喪失後、52年3月29日に同社において再度資格を取得しており、51年8月から52年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述及び申立人提出の日記メモから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の人事課長は、「デザイナーは年2回の発表会があり、その都度、入退社が繰り返されていたことは記憶しているが、一般事務員の中抜け事例はあまり記憶に無い。」と供述しており、オンライン記録によると、当時申立人が所属していた財務部計算課及び人事担

当部署には、申立人を含め 13 人が勤務していたところ、申立人以外の 12 人はいずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

さらに、A社の継承会社であるB社の担当者は、「在籍の従業員については、社会保険にはすべて加入し、給与から社会保険料の控除も行っていたと推測される。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後のオンライン記録から、昭和 51 年 8 月及び同年 9 月は 6 万 8,000 円、同年 10 月から 52 年 2 月までは 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 8 月から 52 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年2月13日）及び資格取得日（昭和49年6月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月13日から同年6月5日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和46年12月から49年10月26日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和47年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、49年2月13日に資格を喪失後、同年6月5日において再度資格を取得しており、49年2月13日から同年6月5日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚及び当時の事業主の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたと認められる。

また、当時の事業主は、申立人は昭和46年12月の入社当初から経理及び一般事務の担当者として勤務し、申立期間においても仕事内容、勤務形態に変化は無かったと供述しており、同僚からも同様の供述があるところ、オンライン記録では申立人以外の同僚全員及び当該事業主については、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続

していることが確認できる。

さらに、当該事業主は、「A社の社員である者は、全員を厚生年金保険に加入させており、当然に給与から保険料が控除されていたはずである。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和49年2月から同年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。平成元年1月10日にA社を退職後すぐにB市役所で国民年金の加入手続を行い、同日に1か月分の保険料を納付した。申立期間の国民年金の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、平成元年1月11日に国民年金の資格を取得した旨の記載がなされ、後日取り消されていることが確認でき、申立てどおり、A社を退職した際に国民年金の加入手続を行ったことは認められる。

しかし、申立人の取り消された手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、平成元年1月から同年3月ごろに別人に払い出されていることが確認できるほか、B市の保管する国民年金被保険者名簿に同番号での申立人の記録は無く、オンライン記録でも、申立期間に係る加入記録及び納付記録は確認できない。

また、B市に照会したところ、「申立人の国民年金の加入記録の記入及び取消しを行ったのは当市と思われる。加入手続直後(同月内)に厚生年金保険の資格取得が確認できたため、制度上、先に加入した国民年金の保険料は徴収しないことになることから、加入そのものを取り消したものである。」としている。

さらに、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行い、同日に保険料を納付したと主張するが、同市では「納付書の発行に相当の日数を要していた。」としており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。